

平成28年1月19日

迷惑行為是正指導を行わせる者の指定について

めんそーれ那覇市観光振興条例施行規則第5条第4項の規定に基づき、次のとおり指定する。

那覇市長 城間 幹子

1. めんそーれ那覇市観光振興条例第13条の指導を行わせる者

- (1) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会
- (2) 那覇市国際通り県庁駅前商店街振興組合
- (3) 那覇市国際中央通商店街振興組合
- (4) 那覇市国際大通り商店街振興組合
- (5) 那覇市国際蔡温橋通り商店街振興組合
- (6) 那覇市沖映通り商店街振興組合

2. 指定年月日

平成28年1月18日

3. 行わせる地区

平成28年1月18日付けで指定した次の迷惑行為防止重点地区内

国際通り

沖映通り

パレットくもじ周辺

4. 条件

市の定める是正指導ガイドラインに従うこと